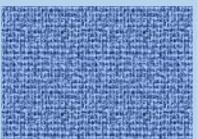


# 「外国人建設就労者受入事業」のご案内









国土交通省 土地・建設産業局建設市場整備課

# 「外国人建設就労者受入事業」をご活用ください

建設分野においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて一時的な建設需要の増大が予想されます。

こうした建設需要の高まりに対応するための緊急かつ時限的な措置として、 平成27年4月より即戦力となる外国人材を受け入れる外国人建設就労者受入事業 を開始しました。

# 対象となる外国人材

本事業では、**建設分野の技能実習修了者**を対象に、

- ①技能実習に引き続き日本に在留することや、
- ②一旦本国へ帰国した後に再入国すること を可能としています。

それぞれ新たに**2年ないし3年間の在留が可 能**となり、在留資格は**「特定活動」**が付与され ます。

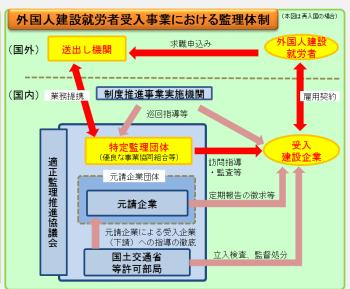
#### 適正な受入のための仕組み

本事業では、現行の技能実習制度を上回る 特別の監理体制を構築しています。

その一例として、**監理団体や受入企業の皆様が制度を活用する場合、事前に国土交通大 臣の認定を受ける必要**があります(特定監理団体の認定及び適正監理計画の認定)。

# 事業のイメージ





#### 事業のメリット

#### (その1) 即戦力となる外国人材を受入れることが可能です。

本事業は、建設現場で働く技能者の外国人を受け入れる初の仕組みです。 受け入れる外国人材の方は日本で3年間の技能実習を修了した方々です ので、即戦力としてご活躍いただくことが期待できます。

#### (その2)企業の常勤職員の数まで外国人材の受入れが可能です。

本事業では、受入建設企業の常勤職員の数まで外国人材の受入れが可能ですので、建設需要の増加に柔軟に対応することが可能です。

# 受入れまでの流れ

外国人建設就労者の受入れまでの流れは以下のとおりです。制度を活用しようとする監理団体及び受入企業の皆様は、事前に**特定監理団体**及び**適正監理計画の認定**を受ける必要があります。



# 特定監理団体の主な認定要件

特定監理団体の主な認定要件は以下のとおりです。技能実習の受入実績や不正行為がないことなどを要件としています。

- (1)過去5年間に2年以上適正に建設分野技能実習を監理した実績があること
- (2)過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと
- (3)監理団体の役員等が暴力団員等でないこと
- (4)外国人建設就労者のあっせんに関して手数料又は報酬を得ないこと
- (5)無料職業紹介事業の許可又は届出を行っていること
- (6)適正な監理のための体制の整備及び人員の確保
- (7)外国人建設就労者等からの保証金等の徴収の禁止
- (8)外国人建設就労者からの監理費の徴収の禁止。
- ※ 詳細な要件については、「外国人建設就労者に関する告示」第4及び「外国人建設就労者受入事業に 関するガイドライン 1第5章を必ずご確認ください。

### 適正監理計画の主な認定要件

適正監理計画の主な認定要件は以下のとおりです。適正監理計画には、受入人数や報酬予定額など、具体的な受入の計画を記載します。

特に、報酬予定額については**「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」**を求めています。

#### (1)受入建設企業の要件

- ①建設業法第3条の許可を受けていること
- ②過去5年間に建設業法に基づく監督処分を受けていないこと
- ③過去5年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと
- ④ 労働関係法令及び社会保険関係法令の遵守
- ⑤過去5年間に2年以上建設分野技能実習を実施した実績があること
- ⑥過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと
- ⑦相当数の労働者を過去3年間に非自発的に離職させていないこと
- (2)受入人数が常勤の職員の総数を超えないこと
- (3)報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること
- (4)外国人建設就労者等からの保証金等の徴収の禁止
- ※ 詳細な要件については、「外国人建設就労者に関する告示」第5及び「外国人建設就労者受入事業に 関するガイドライン」第6章を必ずご確認ください。

# よくある質問(FAQ)

**Q**:特定監理団体や適正監理計画の認定 要件や申請書類は何を確認すればよいの でしょうか?

A:認定要件は「外国人建設就労者受入事業に関する告示」、申請様式は「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」において定めています。

**Q**:特定監理団体認定申請の結果が出るまでの期間はどのくらいですか?

A:申請を受理してから概ね一ヶ月半程度です。ただし、追加資料の提出や記載事項の修正がある場合は、一ヶ月半以上かかる場合があります。

**Q:** オリンピック・パラリンピックに関連する工事現場でなければ従事することはできないのですか?

A: 外国人建設就労者が従事する現場については、オリンピック・パラリンピックに関連する工事現場に限定していません。

**Q**:他の実習実施機関で技能実習を修了 し帰国した技能実習修了者を、自社で外 国人建設就労者として受け入れることは できるのでしょうか?

A:可能です。ただし、技能実習修了者が所属する送出し機関と協定を締結することなど、所要の要件を満たす必要があります。

**Q:**特定監理団体及び適正監理計画認定 申請のどこに提出すればよいのでしょう か?

A:「国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課外国人建設就労者受入事業担当」まで提出してください。提出方法は郵送・持参のどちらでも構いません。

**Q:** 外国の送り出し機関についての要件はありますか?

A:外国人建設就労者受入事業における 送出し機関は、送出し国政府機関か、又 は各送出し国政府から各国の基準に従っ て認定を受けた送出し機関に限ります。

**Q**: 外国人建設就労者は技能実習を修了 した職種と同一の職種しか従事できない のですか?また、対象職種は何ですか?

A:原則として、技能実習の修了職種と同一の職種にしか従事することができません。従事できる職種は、告示別表第1に定める以下の職種です。

**Q**: 外国人建設就労者の要件の「建設分野技能実習に概ね2年間従事したことがあること」とはどれくらいの期間を指すのですか?

A:技能実習2号の活動を1年11月以上行った者であれば、要件を満たすものとして差し支えないと考えます。なお、1年11月未満の場合は、個々の事情を考慮し、個別に判断することになります。

#### 【参考】外国人建設就労者受入事業の対象職種(24職種36作業)

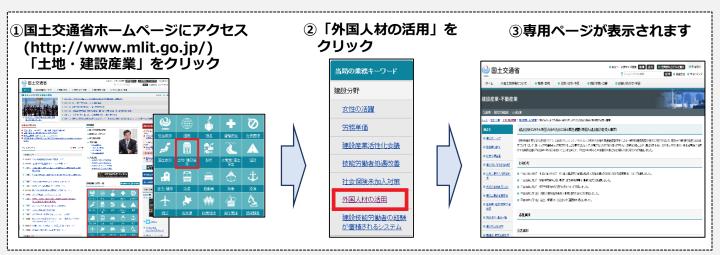
職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
T++#	石材加工作業
石材施工	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
比目	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業

職種名	作業名
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土·整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
鉄工(※)	構造物鉄工作業
塗装(※)	建築塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接(※)	手溶接
	半自動溶接

※建設業者が実習実施機関である場合に限る

# ホームページのご案内

国土交通省のホームページにおいて、外国人建設就労者受入事業の専用ページを 設け、申請書類や申請書の記載方法等を掲載しています。



http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo const tk2 000084.html
(国土交通省HPトップページ)→(政策情報・分野別一覧「土地・建設産業」)→(当局の業務キーワード「外国人材の活用」)

#### お問い合わせ、認定申請に係る相談先

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室

外国人建設就労者受入事業担当

TEL:03-5253-8111(内線24855)

#### 特定監理団体及び適正監理計画認定申請書送付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室 外国人建設就労者受入事業担当あて